

# 第 1 章

## 第二次住宅整備後期方針の目的と位置づけ

- 1-1. 策定の背景と経緯
- 1-2. 本方針の性格と位置づけ



深沢環境共生住宅

# 策定の背景と経緯

この第二次住宅整備後期方針は、平成13(2001)年から10年間における世田谷区の住宅施策の指針となる第二次住宅整備方針について、前半の5年間の住宅政策を取り巻く環境の変化等に対応すべく、新たに平成18(2006)年からの5年間における住宅施策を推進するための基本指針として策定したものである。

世田谷区は、地域の様々な居住問題に対して、総合的・計画的な取り組みを推進するため、平成2(1990)年4月に全国に先駆けて「区民の健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的」とした「世田谷区住宅条例」を制定した。この住宅条例を根拠として、区の住宅・住環境政策の指針となる「世田谷区住宅整備方針(平成4(1992)年度～平成12(2000)年度)」を平成4(1992)年4月に策定し、計画的な住宅政策の取り組みをスタートした。なお、住宅整備方針は「原則として5年ごとに見直すもの」とし、平成8(1996)年3月に「世田谷区住宅整備後期方針(平成8(1996)年度～平成12(2000)年度)」を策定し、この間の状況変化への対応を含む中間見直しを行った。

その後、平成11(1999)年3月に、世田谷区第五期住宅委員会から「区民との協働による今後の住宅政策のあり方について」の提言を受けた。この中で、区が直接的に行う施策のみではなく、区民・NPOや事業者が主体となった「協働」による取り組みが重要であると強調している。さらに、第六期住宅委員会に対し、「第二次住宅整備方針の策定の在り方」を諮問し、答申の中で、行政としての区の責務に加え、区民・事業者・区がそれぞれ担う役割を認識した上での区民主体による「協働」が、今後の住宅施策の基本理念であると位置づけ、「第二次住宅整備方針」が策定された。

その後、住宅委員会では時代の変化に対応して様々な議論が行われてきた。第七期住宅委員会では、「高齢者の居住支援のあり方について」が提言された。さらに、第八期住宅委員会では、「今後の世田谷区におけるマンション施策について」、「世田谷区の公営住宅等の整備はいかにあるべきか」が区から諮問され、それぞれ答申が行われた。

区では、第九期住宅委員会に対し、「第二次住宅整備方針の中間見直しにおける重点施策方針等のあり方について」を諮問した。住宅委員会では、「区民が主体となった協働による住宅施策の推進」という世田谷区らしい基本目標の実現に向けて、重点施策方針にとどまらず、5つの基本方針に立ち戻って見直しを行い、新たな基本方針・基本施策の体系及び新規プロジェクトの提案という答申が行われた。

本方針は、この住宅委員会の答申を踏まえ、本区における今後5年間の新たな住宅施策を推進するための基本指針として策定したものである。

## 1-2

## 本方針の性格と位置づけ

## (1) 本方針の性格

- ・本方針は、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とする本区の住宅政策領域(住宅・住環境・暮らし)に関する基本方針である。住宅政策に係わる行政関連分野は生活環境や都市づくり、保健・福祉部門など広範囲にわたる。本方針は、これら関連する計画との整合を図り、住宅政策を展開する上での総合指針としての役割を担う。
- ・また本方針は、大都市法(大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法)に基づく東京都住宅マスタープランを広域計画とする世田谷区住宅マスタープランの性格を有するとともに、世田谷区地域高齢者住宅計画をも兼ねるものとする。



■住宅整備方針  
(1992～1995)



■住宅整備後期方針  
(1996～2000)



■第二次住宅整備方針  
(2001～2005)

## (2) 本方針の構成

- ・第二次住宅整備方針(平成13(2001)年度～平成22(2010)年度)では、長期方針と前期5年間で実施すべき重点施策の方針に分かれていたが、第二次住宅整備後期方針は、後期5年間(平成18(2006)年度～平成22(2010)年度)において、実施されるべき住宅施策を示すものとなる。そのため、長期方針・重点施策の方針という区別を行わず、後期基本方針・基本施策として示している。
- ・5-2. 住環境整備(P70)にある「住宅・住環境整備重点地区(東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域)」の指定は、大都市法に基づく重点供給地域の改定と調整を図り、必要に応じて適宜見直すものとする。

### ■第二次住宅整備後期方針の位置づけ

